

## 第3章 各分野の施策展開

### 政策 1 保健・福祉

#### 施策 1 保健・医療の充実

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

市民一人ひとりが健康意識の向上を図り、健康の維持増進に取り組むことで、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、それぞれの生活や年代に応じた健康づくりを推進します。

#### 施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
健康寿命(平均自立期間) <sup>(※)</sup>	男 79.7歳 女 84.0歳 (平成30年)	↑
生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(対象:国民健康保険特定健康診査 <sup>(※)</sup> 受診者(40歳から74歳まで))	23.0% (令和元年度)	↑

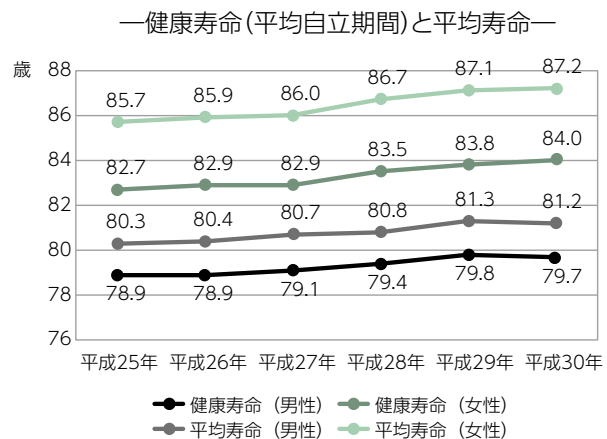
#### 現状と課題

●本市の健康寿命(平均自立期間)は、年々上昇していますが、平成30年の平均寿命<sup>(※)</sup>と比較すると、男性は約2年、女性は約3年短くなっています。この期間は、医療や介護等の支援が必要な期間と考えられます。平均寿命の延伸がみられる中、健康寿命(平均自立期間)を伸ばしていくことが重要です。

●本市の死因は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎が上位を占めています。また、要介護となる要因は、脳血管疾患、認知症、転倒、高齢による衰弱等が占めていることから、生活習慣の改善等への取組みが課題となります。

●令和元年度の市民健康意識調査の結果によると、健康に関する知識や理解が一定程度ある一方で、行動には至っていないことから、行動変容を促す施策が必要となります。

●新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、感染症を取り巻く状況の変化により予防できるものも含め、様々な感染症が発生することが考えられることから、その対応が必要となります。



#### 施策の柱

##### ① 健康づくりの推進

目的 ◆幼少期からライフステージに合わせた健康づくりを推進することで、すべての市民が健康やかに生活できるようにします。

手段 ◆食生活、身体活動等の生活習慣の改善に繋がる行動変容を促すため、ライフステージに合わせたきめ細かな健康づくりを推進します。

◆幼少期から健康づくりの知識の普及、啓発を図ることで、家族全体の健康意識を高めます。

◆保健所、警察等の関係機関と情報共有及び連携を図ることで、こころの問題を抱えた人へのセーフティネット<sup>(※)</sup>の強化を図るとともに、自殺予防に関する啓発活動に取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	週4日以上朝食を食べている人の割合 ①子ども（小学5年生） ②成人（対象：国民健康保険特定健康診査受診者（40歳から74歳まで））	① 95.4% （令和元年度） ② 90.7% （令和元年度）	① 97.0% ② 92.5%
	汗をかく運動（30分以上）を週2日以上かつ1年以上継続している人の割合（対象：国民健康保険特定健康診査受診者（40歳から74歳まで））	42.9% （令和元年度）	42.9%

### ② 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進

- 目的 ◆予防可能な感染症のまん延防止を図るとともに、早期に生活習慣病<sup>(※)</sup>等を発見するため、各種検(健)診を実施し、食生活などの生活習慣の改善や、重症化の予防を図ります。
- 手段 ◆感染症の発生とまん延防止のため、予防接種事業を実施します。  
◆新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等が流行した時は、「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「緊急事態対応計画」に基づき、感染症予防のための必要な施策を実施します。  
◆がんの早期発見、早期治療に繋げるため、がん検診事業を実施します。  
◆生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査、後期高齢者健康診査<sup>(※)</sup>等を実施します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	市のがん検診精密検査受診率	78.8% （令和元年度）	80.4%
	健康診査を受けている割合 ①国民健康保険特定健康診査受診率（40歳から74歳まで） ②後期高齢者健康診査受診率（75歳以上）	① 38.5% （令和元年度） ② 36.3% （令和元年度）	① 44.0% ② 36.3%

### ③ 地域医療体制の充実

- 目的 ◆病院、診療所、歯科診療所等を有効的に活用できる環境を構築することで、地域医療体制の充実を図ります。
- 手段 ◆入院治療や手術等を必要とする救急患者を夜間、休日も受け入れる二次救急<sup>(※)</sup>医療を確保します。  
◆インターネットを活用した情報発信等により、必要となる医療機関情報等を提供するとともに、身近で相談ができる「かかりつけ医」を持つことを推奨します。  
◆医師会等関係機関と連携し、災害時の医療体制の構築を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	かかりつけ医がいる割合 ①子ども（1歳6か月児健康診査受診者） ②成人（40歳から64歳まで）	① 88.9% （令和元年度） ② 44.5% （令和元年度）	① 88.9% ② 51.3%
	救急搬送人員が市内の医療機関等に搬送された割合	49.9% （令和元年）	56.8%

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆健康づくりに関する事業について、健康づくりボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、事業者等と協働して取り組みます。また、市民に必要な医療を提供できるよう、医師会をはじめとした関係機関と連携強化を図ります。

### 個別計画

- ◆いきいきプラン・健康かまがや21（食育推進計画・自殺対策計画）  
◆国民健康保険保健事業実施計画 ◆新型インフルエンザ等対策行動計画  
◆緊急事態対応計画

## 政策 1 保健・福祉

### 施策 2 地域福祉の推進

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

生活に身近な地域において、市民同士が世代を超えて繋がり、相互に役割を持ち、支え合う環境を構築することにより、安心して自分らしい生活を送ることができる地域共生社会の形成を推進します。

#### 施策の状態指標(目指す方向性)

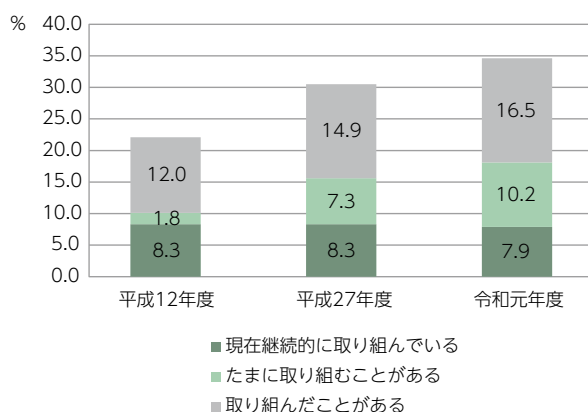
指標名	現状値	目指す方向
地域づくり活動へ参加したい人の割合	58.7% (令和元年度)	↑
社会福祉協議会ボランティアセンター登録人数	1,104人 (令和元年度)	↑

#### 現状と課題

●急速な高齢化や生涯未婚率の上昇、核家族化、地域の繋がり希薄化などにより、地域の中で必要な支援の担い手が減少する傾向にあります。また、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や、高齢の親と引きこもりの子(8050問題<sup>(※)</sup>)など、複雑で複合的な課題を抱える個人や世帯が増加している傾向にあるため、一つの相談機関では解決が難しい状況になっています。

●誰もが住み慣れた地域で、安心して住み続けることができるよう、身近な問題は身近な地域で解決することを基本として、地域で支え合うことの必要性を認識してもらい、積極的な地域づくり活動やボランティア活動への参加を図る必要があります。

— 市民の地域活動やボランティアへの取組み状況 —



#### 施策の柱

##### ① 地域共生社会のための基盤の整備

目的 ◆複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、様々な分野にまたがる関係機関が連携、連絡調整を行う包括的な相談体制を講じることで、その課題解決を図ります。

手段 ◆地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力の強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「地域丸ごとの繋がり強化」「専門人材の機能強化、最大活用」を図るため、庁内外の関係機関において情報共有を行います。

◆高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など既存の身近な福祉相談窓口の充実を図りつつ、福祉分野、保健医療、就労など様々な分野を網羅した包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	「地域共生社会実現に向けた情報共有会議」の開催回数	0回 (令和元年度)	2回
	身近な福祉相談窓口の設置箇所数	20か所 (令和元年度)	21か所

## ② 多様な担い手の人材育成

- 目的 ◆地域福祉を推進するため、地域福祉活動を担う人材のさらなる養成を図るとともに、新たな担い手を養成することで、地域における課題解決力の強化を図ります。
- 手段 ◆民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、必要なボランティアを募集し、養成します。
- ◆社会福祉協議会が実施している地域内の関係性づくりに向けた取組みをさらに支援します。
- ◆複雑化、複合化している地域の福祉ニーズに対応する地域福祉団体の活動を支援します。
- ◆既に活動している個人・団体ボランティアを社会福祉協議会ボランティアセンターに登録することで、支援が必要な人のニーズに応えます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	民生委員・児童委員の定員充足率	95.5% (令和元年度)	100%
	地域福祉を推進するボランティア養成講座の開催回数	43回 (令和元年度)	44回

## ③ 地域で支え合う仕組みづくり

- 目的 ◆住民同士が交流を通じて、地域課題を解決することができるよう、地域の支え合いの拠点を充実させていくとともに、平時の見守りや災害時に高齢者や障がい者などの要支援者を地域で支えていくネットワークの構築を図ります。
- 手段 ◆避難行動要支援者避難支援制度で作成した名簿情報を自治会に提供し、災害発生時に地域の中で支援を行うとともに、日頃から地域で見守る体制の構築に繋がります。
- ◆高齢者、障がい者、子育て中の家庭など、誰でも気軽に交流できる老人憩の家、子育てサロンなどの有効活用と充実を図るとともに、すべての市民が地域での交流と支え合いに関心を持ち、それぞれの役割を担うため、広報、市ホームページ、講座等のあらゆる機会を捉えて、地域共生社会の周知、啓発を行います。
- ◆認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産の管理や必要な介護サービス等の支援を受けられるように、成年後見制度<sup>(※)</sup>の普及促進を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	避難行動要支援者避難支援制度協力自治会数（累計）	15自治会 (令和元年度)	50自治会
	成年後見制度の法定後見及び任意後見利用者数	137人 (令和元年)	160人

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆地域福祉活動を推進するため、市民、地域、事業所、行政などのそれぞれの役割を認識し、「自助」「共助」「公助」による施策展開を進めるとともに、これまで培ってきた連携のさらなる強化を図ります。

- 個別計画 ◆地域福祉計画 ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ◆障がい者計画  
◆子ども・子育て支援事業計画

## 政策 1 保健・福祉

### 施策 3 高齢者福祉の推進

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で生きがいを持ちながら生涯学習、社会活動、地域活動等に積極的に参加できる社会を目指し、在宅医療と介護の連携や生活支援、介護予防を推進することで、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを推進します。

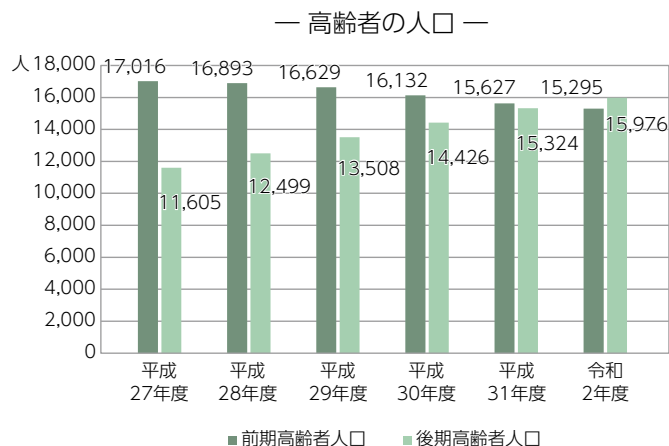
#### 施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
現在の健康状態を良好と答える人の割合(65歳以上)	80.7% (令和元年度)	↑
「要支援・要介護認定者(※)」のうち「要支援者」の割合(65歳以上)	28.0% (令和元年度)	→

#### 現状と課題

●本市の高齢者人口は、平成20年度の20,891人、高齢化率19.8%に対し、令和2年度が31,271人、28.5%と急激に増加しています。また、令和2年度の65歳から74歳までの前期高齢者は15,295人(13.9%)、75歳以上の後期高齢者は15,976人(14.5%)と後期高齢者が上回っています。

●本市の単身高齢者や高齢者世帯は、平成2年の2,291世帯に対し、平成27年の10,195世帯と約4.5倍に増加していることに伴い、今後は、介護サービス事業量の増加や利用者ニーズが多様化することが見込まれます。



#### 施策の柱

##### ① 地域包括ケアシステムの深化・推進

目的 ◆高齢者が身近で相談できる窓口の強化や医療・介護の連携を図ります。また、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができる社会の実現を図ります。

手段 ◆身近な相談窓口として地域包括支援センター(※)の機能強化及び周知を図ります。  
◆医療と介護のサービスがスムーズに利用できるよう専門職種間の顔の見える関係を構築します。  
◆認知症の理解について周知啓発や認知症の人を介護する家族への支援等を行います。



	指標名	現状値	目標値
成果指標	地域包括支援センターの認知度	38.4% (令和元年度)	52.8%
	認知症サポーター養成講座受講者数	1,782人 (令和元年度)	1,800人

## ② 活力ある高齢者の活動支援

**目的** ◆高齢者が自身の健康状態に合わせた社会活動等を行うことや生きがいをもって暮らせるための環境づくりを推進するとともに、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう介護予防活動を支援します。

**手段** ◆シルバー人材センターに対する活動の支援や市民団体等と連携することで、就労やボランティアによる社会参加等の機会拡充を図ります。  
◆敬老事業の支援や老人クラブ、談話室、老人憩の家等の設置及び運営支援を行うことで、高齢者が気軽に外に出て地域の人と交流できる機会を増やします。  
◆元気な高齢者が気軽に外に出て介護予防体操や認知症予防ができる環境づくりを行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	地域づくり活動に企画、運営者として参加したいと思う人の割合	30.2% (令和元年度)	35.0%
	介護予防体操、認知症予防等の実施場所	91か所 (令和元年度)	96か所

## ③ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

**目的** ◆高齢者の生活環境(住まい、ごみ出し、外出等)の整備を推進するとともに、高齢者の権利擁護<sup>(※)</sup>のための支援体制の構築や成年後見制度の周知、活用支援を行います。

**手段** ◆高齢者の住まいの整備(住宅改修、高齢者施設整備等)を行います。  
◆地域ぐるみの生活支援(ごみ出し、外出支援等)の充実を図ります。  
◆高齢者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業、市民後見人の養成、成年後見制度の普及啓発などに取り組みます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	介護保険における居宅介護住宅改修	294件 (令和元年度)	450件
	生活支援整備体制事業における第2層協議体会議回数	20回 (令和元年度)	36回

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆医療や介護関係者との連携を強化し、介護が必要になった人や認知症の人が暮らしやすい地域づくりを推進します。
- ◆老人クラブ、老人憩の家、談話室等を運営する団体や市民と協働して、高齢者が気軽に交流できる場を提供します。また、シルバー人材センターや企業等と連携して高齢者の就業機会を拡大します。

個別計画 ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 政策 1 保健・福祉

### 施策 4 障がい者(児)福祉の推進

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

障がいのある人もない人も互いに認め合い、地域の中で安心して暮らせる社会を実現します。

#### 施策の状態指標(目指す方向性)

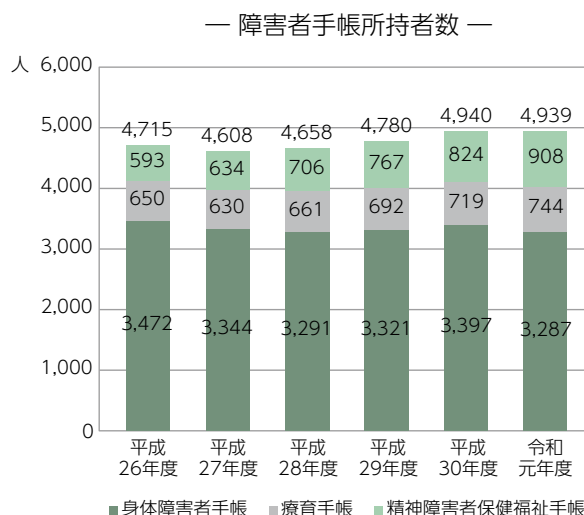
指標名	現状値	目指す方向
自宅等で生活をしている障がい者の割合	99.0% (令和元年度)	→
仕事をしている障がい者の割合	29.3% (令和2年度)	↑

#### 現状と課題

●令和元年度の障害者手帳の所持者は4,939人で、5年前の平成26年度の4,715人と比較し、人数で224人、率で4.8%の増となっています。そのうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は約1.5倍となっています。

●障がい者等及び介助者(家族等)の高齢化が進んでおり、これまで支援をしてきた親が亡くなった後の子の生活への支援や中高年のひきこもりが社会的な課題となっています。そのため、障がい者本人だけでなく家族への支援も必要になるなど、包括的な支援が求められています。

●障がい者の就労について、就労の意欲があっても就労に至らない場合や就職しても継続が難しい場合があります。そのため、就労を支援するとともに社会参加の妨げとなる障がい者に対する誤解や偏見などの解消が求められています。



#### 施策の柱

##### ① 自立した生活の支援

目的 ◆障がい者(児)が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、情報の提供や相談支援を行うとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。また、関係機関等と連携して障がい者を地域で支える仕組みをつくります。

手段 ◆障がい者(児)の抱える問題等に柔軟に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。  
◆自立した生活を支援するため、障害福祉サービスや各種制度等の充実を図ります。  
◆情報の取得や意思疎通を支援するため、情報、コミュニケーション環境を整備します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	基幹相談支援センター <sup>(※)</sup> 相談件数	10,083件 (令和元年度)	10,500件
	手話通訳派遣回数	379件 (令和元年度)	450件

## ② 障がい者(児)が安心して暮らせる環境の整備

- 目的 ◆障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、医療費の負担の軽減や権利擁護の推進を図ります。また、障がいに対する理解の促進、意識啓発を図ります。
- 手段 ◆安心して必要な医療が受けられるよう医療費の助成や医療給付の充実を図ります。  
◆障がいや障がい者(児)への理解を高めるため、広報や啓発活動を推進します。  
◆成年後見制度の普及啓発を図るなど権利擁護を推進します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	医療について困り事のある人の割合	48.3% (令和2年度)	47.8%
	啓発事業参加者数	2,485人 (令和元年度)	2,560人

## ③ 社会参加の促進

- 目的 ◆スポーツやレクリエーションなど様々な活動の機会を通じて、生きがいづくりを支援します。また、障がいの早期発見と適切な対応を図ることにより、生きる力を育みます。
- 手段 ◆身体障がい者福祉センターの講座等を通して、スポーツや芸術文化活動を促進します。  
◆小規模作業所への支援など、障がい者の活動機会の拡充と社会との交流を推進します。  
◆早期の段階から適切な支援に繋げていけるよう、障がいの早期発見と早期療育に努めます。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	身体障がい者福祉センター等で創作活動や生産活動を行っている人数	533人 (令和元年度)	560人
	社会活動を行ったことがある障がい者の割合	12.3% (令和2年度)	13.0%

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆地域のネットワークや自立支援に関することなどを協議する「障がい者地域自立支援協議会<sup>(※)</sup>」等を通じて、関係機関との連携強化を図りながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。
- ◆市内の相談支援事業所と情報交換の場を設けるなど連携を強化します。

個別計画 ◆障がい者計画 ◆障がい福祉計画・障がい児福祉計画



## 政策 1 保健・福祉

### 施策 5 社会保障制度の充実

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療保険制度及び介護保険制度の適正化、効率化を進めるとともに、給付と負担のバランスを図ることで、両制度の健全で安定した運営を行います。

また、生活保護受給者や生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護(支援)を行うことで、困窮の解消を図るとともに、安定した生活が送れるよう、継続的な自立支援を行います。

#### 施策の状態指標(目指す方向性)

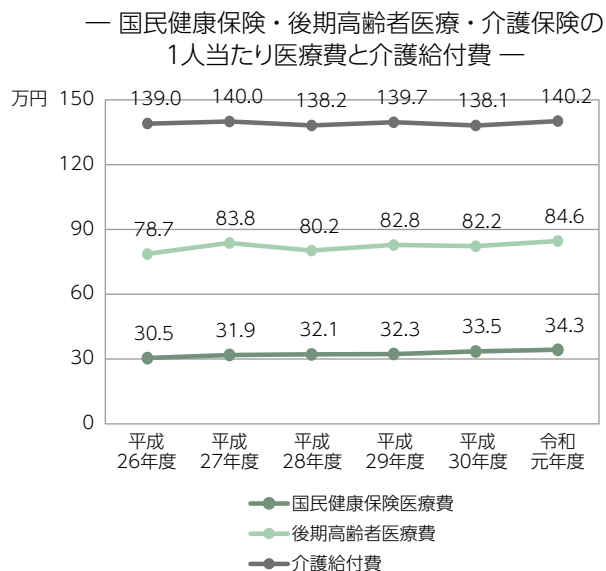
指標名	現状値	目指す方向
国民健康保険 1人当たりの医療費	343,332 円 (令和元年度)	→
介護保険 1人当たりの介護給付費	1,401,836 円 (令和元年度)	→
生活保護自立件数	93 世帯 (令和元年度)	↑

#### 現状と課題

●国民健康保険は、年齢構成や医療費水準が高いため、県が財政運営の責任主体となって安定化を図っています。一方で、県から示された国民健康保険事業費納付金を確保する必要があり、加入者減少等により、今後、厳しい財政状況が見込まれます。

●75歳以上の後期高齢者の割合は、65歳以上の高齢者の50%以上を占めるとともに、単身高齢者や高齢者世帯などの増加、介護ニーズの多様化が課題となっています。

●生活保護被保護世帯数(年度平均)は、平成21年度の574世帯から、平成26年度に942世帯と急増しましたが、その後は微増傾向で令和元年度は1,028世帯となっています。また、高齢化による介護サービス利用者が年々増加しているため、介護扶助費が増額する傾向にあります。



#### 施策の柱

##### ① 国民健康保険事業の適正な運営

目的 ◆市民が安心して医療機関を受診できるよう、給付と負担のバランスを図ることで、健全で安定した国民健康保険制度を運営します。

手段 ◆ジェネリック医薬品の普及など医療費の上昇を抑制するとともに、第三者行為求償<sup>(※)</sup>や保険者間調整<sup>(※)</sup>を行うことで、支出の適正化を図ります。

◆保険者努力支援制度の活用や、適正な保険料率の設定、納付しやすい環境の整備や早期滞納解消に向けた納付相談等により徴収率の向上を図ることで、収入を確保します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	ジェネリック医薬品の使用割合	79.1% (令和元年度)	80.0%
	国民健康保険料徴収率	82.2% (令和元年度)	82.5%

## ② 介護保険事業の適正な運営

- 目的 ◆高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう、利用者のニーズにあった介護サービスの提供を行います。また、給付と負担のバランスを図ることで、健全で安定した介護保険制度を運営します。
- 手段 ◆利用者のニーズにあった介護サービスを供給できるよう、被保険者や医療、介護従事者等の意見を聴取するなど、高齢者を取り巻く状況を把握していきます。また、適正な介護サービスを供給できるよう、介護サービス事業所に対して、運営への助言指導や介護人材の確保に努めます。
- ◆介護保険事業の安定した運営を図るため、介護保険料納付方法の周知や保険料滞納者への納付相談、納付しやすい環境を整備して、保険料徴収率の向上を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	介護支援専門員 <sup>(※)</sup> 法定研修受講者数	35人 (令和元年度)	50人
	介護保険料徴収率	96.2% (令和元年度)	96.5%

## ③ 生活保護と自立生活の支援

- 目的 ◆生活保護法や生活困窮者自立支援法により、生活保護受給者や生活困窮者の安定かつ自立した生活を実現します。
- 手段 ◆自立促進に向けた就労支援を実施するとともに、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護受給者の家庭における子どもの教育機会の確保や大学進学への支援を行います。
- ◆生活困窮者自立支援事業<sup>(※)</sup>における自立相談支援事業や住居確保給付金、子どもの学習・生活支援事業等について、必要な人への支援が行き届くよう周知を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	生活保護受給者等就労自立促進事業 <sup>(※)</sup> 参加者数	55人 (令和元年度)	60人
	子どもの学習・生活支援事業実施回数	41回 (令和元年度)	42回

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆今後も市民や医療機関へジェネリック医薬品の普及が図られるよう協力を促します。
- ◆介護ニーズに応じた事業を展開していけるよう、介護サービスを提供する事業者等と協力して、適切な事業所運営や介護人材確保等を行います。
- ◆民生委員・児童委員等と協力して、生活困窮者の早期発見に努めます。

個別計画 ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 政策 2 子育て

### 施策 1 子育て環境の充実 【重点施策】

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

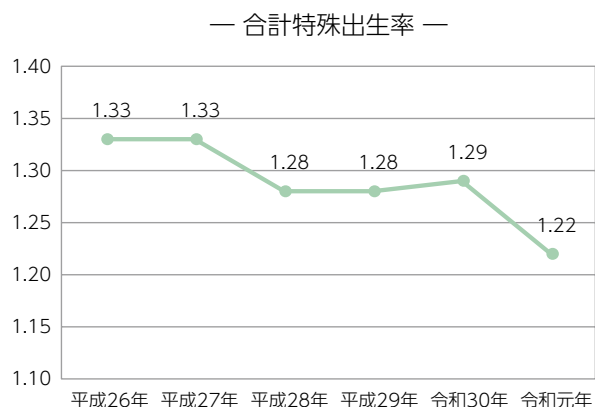
妊娠期から子育て期までの家庭に対して、きめ細かな支援を行うとともに、社会全体で子育て支援を行い、子どもが健やかに成長することができるまちを目指します。

#### 施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
合計特殊出生率 <sup>(※)</sup>	1.22 (令和元年)	↑
子育て支援事業の満足度	73.1% (令和2年度)	↑

#### 現状と課題

- 「出生数」と「1人の女性が一生に生む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率」は、平成26年が861人、1.33に対し、令和元年は、698人、1.22といずれも減少しています。
- 急速な少子化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は、多様化かつ複雑化しています。
- 妊娠、出産期及び子育て期は、不安が多い時期であるため、各家庭のニーズに合わせた切れ目のない支援を行うとともに、子育てに関する情報提供を積極的に行う必要があります。
- 子育て家庭の孤立化などにより、児童虐待相談件数が増加しているとともに、子どもの貧困やひとり親家庭が増加傾向にあることから、きめ細かな支援の充実を図る必要があります。



#### 施策の柱

##### ① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

- 目的 ◆妊娠期から子育て期まで、誰もが安心して子どもを産み育てることができる支援の充実を図ります。
- 手段 ◆妊婦面接や乳児家庭全戸訪問事業<sup>(※)</sup>、乳児健康相談、幼児健康診査など、妊娠期から子育て期にわたるまでの健康管理や子育て家庭への継続的な見守りなど、切れ目のない支援を行います。
- ◆誰もが孤立せず安心して子育てができるよう、身近な地域による子育て家庭同士の交流促進、子育て相談や子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て支援コーディネーター<sup>(※)</sup>による情報発信、相談及び子育てサークルの育成などを行います。
- ◆子育てに対する経済的な負担軽減を図るため、児童手当の適正な支給や子ども医療費助成など、経済的な支援を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	乳児家庭全戸訪問事業 訪問率	96.0% (令和元年度)	96.0%
	つどいの広場利用人数	25,859人 (令和元年度)	34,000人

## ② きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援

- 目的 ◆特別な支援が必要な子どもやその家庭に対して、関係機関と連携を図り、安心して子どもが成長できる環境をつくります。
- 手段 ◆児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るため、相談体制の充実や必要な支援を行うとともに、関係機関で構成される「児童虐待防止対策等地域協議会」において、情報交換、支援方法等を検討し、連携の強化を図ります。
- ◆ひとり親家庭等への経済的な支援、就業支援及び相談支援体制の強化を図ります。
- ◆子どもの養育、家庭環境、発達の不安など、様々な家庭の悩みに対して相談支援を行うとともに、障がいのある子ども及びその家庭に対し、障がいの疑いがある段階からの相談など、療育支援を行います。
- ◆経済的理由により子どもに義務教育を受けさせることが困難な家庭に対し、学校教育に必要な学用品等の経費に対して、就学援助を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	児童虐待防止（子育て関係）講座等の開催回数	15回 (令和元年度)	38回
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 <sup>(※)</sup> 受給者数	8人 (令和元年度)	12人

## ③ 地域全体で子育てを支えるための環境整備

- 目的 ◆地域の子育て支援の拠点となる児童センターを中心に、地域全体で子育てを支援する環境をつくります。
- 手段 ◆地域の子育て支援の拠点となる児童センターを中心に、民生委員・児童委員、自治会、学校、保育園など地域全体で子育て支援する体制を推進します。
- ◆子育てサポーター<sup>(※)</sup>などの子育てボランティアと連携して、児童センターなどにおいて、子育て相談、子育て交流、体験教室などを実施し、子育て家庭の支援や子どもの健全な育成を図ります。
- ◆子ども達にとって身近な魅力ある遊び場とするため、地域との連携を図り、児童センター、公園、児童遊園の適正な管理を行うなど、環境の整備を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	児童センター利用人数	99,378人 (令和元年度)	126,000人
	子育てサポーター活動回数	740回 (令和元年度)	800回

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆民生委員・児童委員、保健推進員、子育てサポーターなどのボランティアの確保、育成を図り、市民との協働により地域全体で子育て支援の充実を図ります。

個別計画 ◆子ども・子育て支援事業計画 ◆いきいきプラン健康かがや21

## 政策 2 子育て

### 施策 2 保育サービス等の充実 【重点施策】

#### まちづくりの主体が一体となって目指す施策のねらい

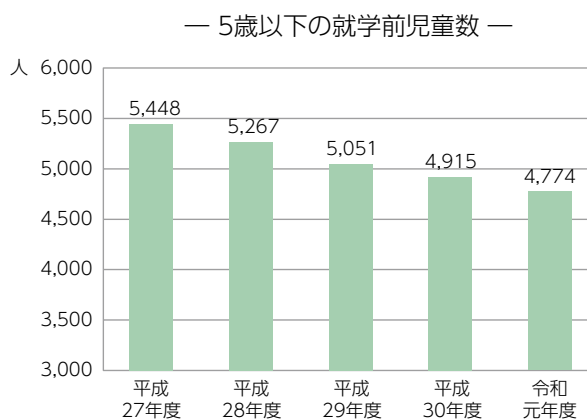
多様化する子育て家庭の状況に応じて、様々な保育サービス等による支援を行うことで、安心して子育てができる環境を実現するとともに、子ども達が健やかに育つ環境を構築します。

#### 施策の状態指標(目指す方向性)

指標名	現状値	目指す方向
待機児童数(保育園、放課後児童クラブ <sup>(※)</sup> )	0人 (令和2年4月1日現在)	→
合計特殊出生率【再掲】	1.22 (令和元年)	↑

#### 現状と課題

- 5歳以下の就学前児童数は、平成27年度の5,448人に対し、令和元年度が4,774人で、674人減少しており、今後も何らかの対策を講じなければ減少することが見込まれています。
- 児童人口が減少する一方で、共働き世帯の増加に伴い、保育利用率及び放課後児童クラブの利用率が大幅に増加しています。
- 平成27年度から令和2年度までの年度当初の段階では待機児童ゼロを達成していますが、年度途中からは待機児童数が発生しています。
- 女性の就業率の上昇やライフスタイルの多様化により、教育、保育等(延長保育、一時預かり、病児・病後児保育など)に対するニーズは多様化しています。



#### 施策の柱

##### ① 幼稚園、保育園の充実

- 目的 ◆就学前の子どもへの教育、保育サービスの充実を図ります。
- 手段 ◆保育士の研修を積極的にサポートし、保育の質を高めるとともに、保育環境の整備、処遇改善を継続することで保育士の安定確保、離職防止を図ります。
- ◆幼稚園への補助制度の見直しにより、預かり保育の充実を図ります。
  - ◆国、県等の補助制度を有効活用し、感染症対策、業務のICT化を促進します。
  - ◆認可保育所<sup>(※)</sup>の整備を進めるとともに、認定こども園<sup>(※)</sup>の普及促進を図ります。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	子育て支援員 <sup>(※)</sup> 研修の受講率	23.8% (令和2年度)	50.0%
	保育所定員数	1,545人 (令和2年度)	1,635人

## ② 放課後児童クラブの充実

- 目的 ◆放課後児童クラブの環境整備及び質の向上を図り、児童の健全な育成を支援します。
- 手段 ◆放課後児童クラブ施設において必要な改修、設備及び備品等の更新を行い、保護者が安心して預けられるよう適切な育成環境を整備します。
- ◆父母会、地域、学校、事業者などと連携を図り、適切な遊びと生活の場を提供するなど、児童の健全な育成を支援します。
- ◆体験教室などを実施し、魅力ある楽しい放課後児童クラブを運営します。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	放課後児童クラブが楽しいと思う児童の割合	60.2% (令和2年度)	80.0%
	放課後児童クラブの定員数	806人 (令和元年度)	827人

## ③ 多様な家庭に対応した保育サービスの充実

- 目的 ◆女性の就業率の上昇や、ライフスタイルの多様化に対応するため、様々な保育サービスを提供します。
- 手段 ◆保育園を定期的に利用していない家庭を対象に、仕事や急病、家族の介護等で育児が困難になったときに一時的な預かり保育を提供します。
- ◆保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間を延長して必要な保育を提供します。
- ◆病氣中や病氣回復期にあり集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供します。
- ◆ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)が会員となる相互援助活動の充実のため、支援を行います。

	指標名	現状値	目標値
成果指標	一時預かり事業の受入可能人数	10,560人 (令和2年度)	15,840人
	ファミリー・サポート・センター提供会員数	171人 (令和元年度)	195人

## 市民、事業者、行政など各主体が相互に連携及び協力する取組み

- ◆保育園、幼稚園、小学校のネットワーク体制の強化を図ります。
- ◆民間保育事業者の協力を得ながら、園庭開放、子育て相談など地域における子育て支援の充実を図ります。
- ◆放課後児童クラブで、父母会、地域、学校、事業者などと連携を図り、児童の健全な育成を支援します。

個別計画 ◆子ども・子育て支援事業計画